

電気供給約款 新旧約款対照表

条項	変更前	変更後
<p>2.定義 (19)(20)(21)(22)</p>	<p><u>(19)貿易統計</u> 関税法に基づき公表される統計をいいます。</p> <p><u>(20)平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、(中略)または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。</p> <p><u>(21)電気料金のお知らせ</u> (17)に規定の書面で需給契約成立後、毎月当社からお客さまに<u>郵送する</u>使用電力量や料金等が記載された書面のことをいいます。</p>	<p>(19)平均市場価格算定期間 (※新設) 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が公表するスポット取引に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、(中略)または12月1日から12月31日までの期間をいいます。</p> <p>(20)電気料金のお知らせ (17)に規定の書面で需給契約成立後、毎月当社からお客さまに送付する使用電力量や料金等が記載された書面のことをいいます。</p> <p>(21) 販売代理店 当社と業務委託契約を締結し、需給契約の媒介及び取次を行う業者をいいます。</p>

	<p>(22)販売代理店 当社と業務委託契約を締結し、需給契約の媒介及び取次を行う業者をいいます。</p>	<p>(22) (※該当なし)</p>
<p>5. この供給約款の変更 (1)</p>	<p>(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、この供給約款を変更することがあります。この場合、変更後の供給約款は実施期日までに相当な予告期間において当社のホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。この場合の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。なお、13.(料金)の別紙Ⅰにかかわる料金は、変更があった直後の検針日から適用いたします。</p>	<p>(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更が必要となった場合、電力広域的運営推進機関により定める容量市場の容量確保契約約款等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合、この供給約款を変更することがあります。この場合、変更後の供給約款は実施期日までに相当な予告期間において当社のホームページに掲示する方法または電子メールの送信、その他当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。この場合の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。なお、13.(料金)の別紙Ⅰにかかわる料金は、変更があった直後の検針日から適用いたします。</p>
<p>5.需給約款の変更 (2) ロ</p>	<p>(2) ロ 需給契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p>	<p>(2) ロ 需給契約締結後の書面交付を行う場合には、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p>

<p>13. 料金 (1)</p>	<p>(1) 料金は、別紙 I に定める基本料金、電力量料金および別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、<u>別表 2 (1) (燃料費調整額の算定) によって算定された燃料費調整額、および、別表 3 (1) (離島ユニバーサルサービス調整額の算定) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。</u></p>	<p>(1)料金は、別紙 I に定める基本料金、電力量料金および別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、<u>別表 2 (4) (電源調達調整額) によって算定された電源調達調整額を支払期日までにお支払いいただきます。</u></p>
<p>32. 損害賠償の免責 (4)</p>	<p>(4) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、<u>当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。</u></p>	<p>(4)<u>当社は、天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合その損害について賠償の責めを負いません。</u></p>

別表

2 燃料費調整

(※削除)

2.電源調達調整(※新設)

電源調達調整額の算定は以下のとおり行います。

(1)平均市場価格の算定

平均市場価格は、JEPX が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値を下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、損失率はお客さまの供給電圧およびエリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。

※エリアプライスは北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州のエリアごとに異なり、エリアごとの電源調達調整単価を決定します。

※エリアごとの換算係数は以下の通りといたします。

<算定方法>

平均市場価格

$$=(\text{平均エリアプライス}) \div (1-\text{エリアの損失率}) \times \text{エリアごとの換算係数}$$

<換算係数>

	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州
換算係数	1.11	1.15	1.18	1.14	1.11	1.12	1.11	1.10	1.09

(2)電源調達調整単価

供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの電源調達調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。また、次の算定式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調達調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロワット時当たりの平均市場価格から 基準単価を減算し計算した単価（エリアごとの基準単価は以下の通りといたします）

<電源調達調整単価>

$$= (\text{供給エリアごとの平均市場価格} - \text{基準単価}) \times (1 + \text{消費税率})$$

<基準単価>

	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州
基準単価	14.12	9.43	10.78	10.86	7.44	8.41	7.61	8.08	8.42

(3)電源調達調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調達調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。算定期間、および適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から2月28日までの期間（閏年となる場合は、2月29日までの期間）	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(4)電源調達調整額

電源調達調整額は、その1ヶ月の使用電力量に(2)によって算定された電源調達調整単価を乗じ

て算定いたします。

(5)電源調達調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

(6)算定式の改定

当社は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月1日付で、平均市場価格及び電源調達調整単価の算定式の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適切と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、各月1日付の改定の場合、改定月の検針日から改定月の翌月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の算定式に基づいた電源調達調整の適用を開始するものといたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(※削除)

電気供給約款別紙 I

条項	変更前	変更後
<p>二 料金</p>	<p>(略) ただし、電力量料金は、<u>別表 2 (燃料費調整) (1)イ</u>によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、<u>別表 2 (燃料費調整) (1)ニ</u>によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、<u>別表 2 (燃料費調整) (1)イ</u>によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、<u>別表 2 (燃料費調整) (1)ニ</u>によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p> <p>(以下変更なし)</p>	<p>(略) ただし、電力量料金は、<u>別表 2(電源調達調整)</u>によって算定された電源調達調整額を加えたものいたします。</p> <p>(以下変更なし)</p>

以上